

第3次千葉市学校教育推進計画 第6次千葉市生涯学習推進計画

概要版

序 章

1 千葉市の教育行政について [P2~4]

本市の教育施策は、「人間尊重の教育」を基調としており、学校教育については、平成21年度に学校教育推進計画を策定し、目指すべき子どもの姿である「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の実現を図るため、教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を定め、第2次千葉市学校教育推進計画を経て様々な施策に取り組んできました。

同様に、生涯学習については、平成5年度に「生涯学習推進基本構想」を策定し、平成7年度から第5次にわたり生涯学習推進計画を策定し、生涯学習社会の実現を図るため、様々な施策に取り組んできました。

令和4年9月には、中長期的な市政運営の基本方針となる「千葉市基本計画」（計画期間：令和5年度～令和14年度）を策定するとともに、国においては次期「教育振興基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）の策定が進められています。

そこで、次期「教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「千葉市基本計画」との整合性を考慮しながら、本市の今後の教育行政の指針となる「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」を策定しました。この2つの計画に沿って、本市の現状に即した教育行政に取り組んでまいります。

1 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、策定するものです。

(2) 本市の計画行政における位置付け

本市の計画行政における個別部門計画として位置付け、本市の総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）と連携・整合を図ることとし、本計画に位置付ける個別事業の推進にあたっては、実施計画への位置付けや毎年度の予算編成において、実施時期及び事業量を定めます。

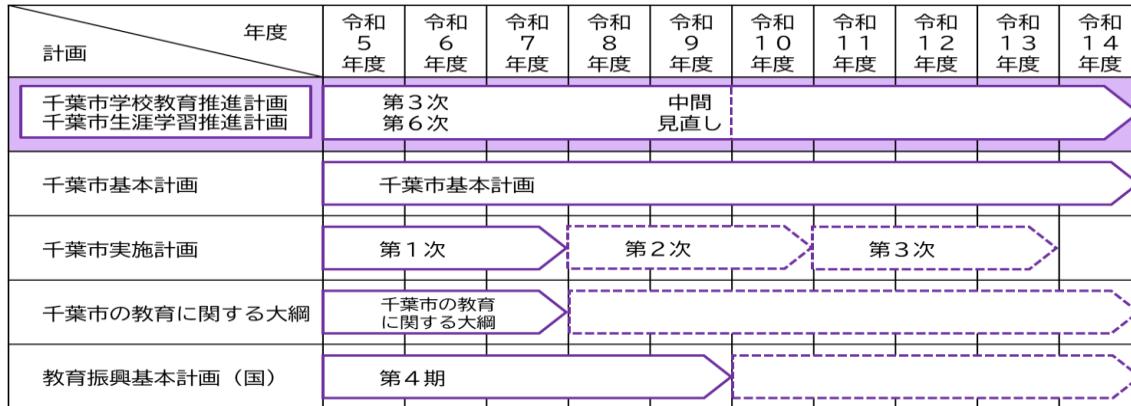
(3) 千葉市の教育に関する大綱との調和

地方公共団体の長は、総合教育会議の設置とともに、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参考し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされています。

本市の「第3次千葉市学校教育推進計画」及び「第6次千葉市生涯学習推進計画」は、「千葉市の教育に関する大綱」と調和した計画となっています。

2 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の計画期間

両計画が中・長期的な視点に立った施策を明示するものであること、また、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）が令和5年度からであることを踏まえつつ、「千葉市基本計画」（令和5年度～令和14年度）との整合を図るために、市基本計画と同じ10年間とします。ただし、令和9年度に中間見直しを図ります。また、社会状況の変化等から、必要に応じて中途での部分修正を行うこともあります。



3 第3次千葉市学校教育推進計画・第6次千葉市生涯学習推進計画の推進

(1) PDCAサイクル等に基づく計画の進行管理

計画（P）、実施（D）、確認・評価（C）、改善行動（A）へと続くマネジメントを、適切に行います。

(2) 中間年度におけるアクションプランの見直し

両計画の期間が10年間であることから、変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについては、中間年度（令和9年度）での見直しを行なうこととします。

第1章 第3次千葉市学校教育推進計画

総論

1 現状と課題 [P8~24]

【「第2次千葉市学校教育推進計画 事務点検・評価」より】

(1) 「学校の勉強がよくわかる児童生徒の割合」

中2については増加していますが、小3及び小5については横這いです。また、「学校の勉強が好きだと思う児童生徒の割合」は、中2については増加していますが、小3及び小5については減少傾向です。

(2) 「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」

小6及び中3ともに減少傾向にあり、特に中3については、全国平均と比較して低い値です。

(3) 「人の役に立つ人間になりたいと強く思う児童生徒の割合」

「地域や社会をよくするために、何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合」と共に増加傾向です。

(4) 「体力や運動習慣、朝食喫食率等」

健やかな体の育成に関する指標については、全国平均や県平均と比較して総じて良好な状況です。

(5) 「コンピュータなどのICT機器を他の友達と意見交換したり、調べたりするために使用している児童生徒の割合」

GIGAスクール構想による1人1台端末が配付された直後（R3当初）の調査であるが、小・中学校共に全国平均値と比較して低い値です。

(6) 「授業において、課題の解決に向け、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合」

中学校においては、増加傾向ですが、小・中学校共に全国平均値（R3）と比較してわずかに低い値です。

2 保護者や教職員の意識について [P25~29]

最近の子どもの印象としては、「明るく元気だ」、「優しさや思いやりがある」、「社会のきまりや約束したことを守っている」、「何事もまじめに取り組むことができる」が上位に挙げられています。

一方これから社会を生きるために子どもに特に必要な能力として、コミュニケーション能力や他者を思いやる心などをはじめとした知・徳・体に係る基本的な力が大切であると考えている人が多い結果でした。

3 第3次千葉市学校教育推進計画策定について [P30~33]

1 第3次千葉市学校教育推進計画策定の基本方針

(1) 第2次千葉市学校教育推進計画の課題への対応

単なる施策の羅列にせず、本市の教育が目指すべきものをしっかりと見据えた上で、その実現のための計画となるよう再構築しました。

(2) 第2次千葉市学校教育推進計画の継承

「目指すべき子どもの姿」及び「教育目標」については、第1次千葉市学校教育推進計画から第2次千葉市学校教育推進計画に継承しており、公教育の安定性・継続性を踏まえ、第3次千葉市学校教育推進計画においても基本的に継承します。

（千葉市基本計画を踏まえ、「チャレンジする子ども」を「未来を拓く子ども」に修正。）

「目指すべき子どもの姿」夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども

「教育目標」自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

2 第3次千葉市学校教育推進計画が目指す学校教育の姿

本市で育つ全ての子どもが、自分の良さや可能性を認識し伸ばすとともに、一人一人が夢を持ち、多様な人々と協働しながら様々な困難をたくましく乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくことができるよう、取組を進めています。

3 第3次千葉市学校教育推進計画の各施策において留意すべき事項

(1) 人間尊重 (2) 人権尊重 (3) すべては子どもたちのために (4) 主体性 (5) 多様性

(6) 新しいスタイルの学校教育 (7) 持続可能性 (8) 学校・家庭・地域・行政の連携・協働

(9) 行政資源の最大限の有効活用

4 第3次千葉市学校教育推進計画の全体像 [P34~35]

まず、教育目標である「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」ために必要な資質・能力として、「1確かな学力」、「2豊かな心」、「3健やかな体」の3つを柱として設定しその育成に努めます。また、それらの育成を支えるのは、「4質の高い教職員」と「5魅力ある教育環境」の両輪であると考え、これらを柱として設定し、家庭・地域との連携を基盤に取組を進めます。さらに、「6個別の支援が必要な児童生徒へのサポート」を柱として設定し、誰一人取り残すことのない環境の実現を目指していきます。

以上の6つの柱を設定するとともに、計画を体系的に捉えられるよう、6つの柱を「I児童生徒の資質・能力の育成について」と「II児童生徒の育成を支える教育環境の整備について」の2つに分類しました。

Society 5.0時代の到来を踏まえ、本計画に沿ってこれまで培ってきた教育実践とICTを効果的に組み合わせていきます。子どもたちが主体的に学び、他者と協働して取り組む探究的な学習を充実させ、夢や希望を抱きながら成長できる学びを実現します。

6つの柱で夢と思いやりの心を持ち、

未来を拓く子どもを育成します

千葉市教育目標

自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ

I 児童生徒の資質・能力の育成

施策1

確かな学力の育成

「わかる授業」の推進に向けた

新しいスタイルの学校教育の確立

- 1 基礎学力の定着
- 2 ICTを活用した学びの充実
- 3 探究的な学びの推進

施策2

豊かな心の育成

思いやりの心の育成と一人一人の夢の実現

- 1 思いやりの心と自己肯定感の育成
- 2 多様な他者と協働していく力の育成
- 3 夢や目標に向けた学びの実現

施策3

健やかな体の育成

生涯にわたり

健やかに生きるための土台の育成

- 1 学校体育の充実
- 2 食育の推進
- 3 健康的な生活のための資質・能力の育成

施策4

質の高い教職員

教職員のキャリアステージに応じた

研修の充実と働き方の抜本的改革

- 1 教職員の指導力の育成
- 2 学校における働き方改革の推進

施策5

魅力ある教育環境

特色ある教育活動とソフト・ハード両面における魅力的で充実した環境の整備

- 1 魅力ある教育の推進
- 2 安全・安心な教育環境の確保
- 3 放課後活動の整備
- 4 充実した教育施設・設備
- 5 ICT環境の整備

施策6

個別の支援が必要な児童生徒へのサポート

一人一人に寄り添った誰一人取り残すことのない教育の実現

- 1 いじめ防止等の対策の推進
- 2 不登校児童生徒への支援の充実
- 3 インクルーシブ教育システムの構築
- 4 切れ目のない支援体制の構築
- 5 教育機会確保に向けた施策の充実



家庭



行政



学校

人間尊重の教育

連携と協働



地域

計画のキャッチフレーズ

夢にチャレンジ 未来を拓け!

～すべての子どもたちの可能性を引き出す千葉市の学び応援プラン～

第1章 第3次千葉市学校教育推進計画

夢にチャレンジ 未来を拓け！～すべての子どもたちの可能性を引き出す千葉市の学び応援プラン～

■目指すべき
子どもの姿■

夢と思いやり
の心を持ち、
未来を拓く
子ども

■教育目標■

自ら考え、
自ら学び、
自ら行動できる
力をはぐくむ

| 施策展開の柱（6本） | | 施策方針（21方針） | 主なアクションプラン (全86事業中) |
|------------------------------|--|---|--|
| I 児童生徒の資質・能力の育成について | 1 確かな学力の育成 「わかる授業」の推進に向けた新しいスタイルの学校教育の確立 | <p>【施策方針1-1】<基礎学力の定着> 予測困難な時代において、子どもたちが次代を切り拓いていくため、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、確かな学力を身に付けさせます。また、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組み、学力の把握に基づいたきめ細かな指導の充実を図ります。</p> <p>【施策方針1-2】<ICTを活用した学びの充実> 情報化が加速度的に進む中、GIGAスクール構想が進められ、令和3年度から1人1台端末による教育活動がスタートしました。これら端末を有効活用することにより、協働的な学び、創造性を育む教育、効果的な個別学習の充実など一人一人の子どもに寄り添った新しいスタイルの学校教育を確立していきます。</p> <p>【施策方針1-3】<探究的な学びの推進> 子どもたち一人一人が学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成することが必要です。答えのない課題に対して多様な他者と協働して主体的に実社会に関わり、最適解や納得解を生み出せるような学びを展開していきます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「わかる授業」の推進 少人数学級・少人数指導の推進 学力状況調査の実施と活用 小学校高学年における一部教科担任制の充実 ICTを活用した授業改善 教職員向けICT研修の充実 デジタル教科書の活用 探究的な学習の充実 |
| | 2 豊かな心の育成 思いやりの心の育成と一人一人の夢の実現 | <p>【施策方針2-1】<思いやりの心と自己肯定感の育成> 温かい心を持ち、弱い立場の人間を支えるなど他者を思いやり尊重する豊かな心を育成することが重要です。他者への理解や他者から謙虚に学ぶ姿勢を大切にしつつ、人との関わりを通じて形成される自己肯定感をバランスよく育みます。</p> <p>【施策方針2-2】<多様な他者と協働していく力の育成> 異文化や多様性を理解し受け入れ、自分の判断基準を持ち、対話等を通して人間関係を作り出す力を育み、主体的に行動できる力を育成します。</p> <p>【施策方針2-3】<夢や目標に向けた学びの実現> 子どもたちの興味・関心を引き出し、一人一人が夢や目標を持つことができるような学びを展開していきます。また、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を着実に身に付けさせ、キャリア発達を促すとともに、様々な困難を乗り越えることができるよう支援します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の推進 人権教育の推進 国際教育の推進 体験学習の充実 文化芸術に触れる機会の充実 環境教育の推進 社会参画意識の育成 キャリア教育推進のための校内指導の充実 職業体験学習の推進 |
| | 3 健やかな体の育成 生涯にわたり健やかに生きるために土台の育成 | <p>【施策方針3-1】<学校体育の充実> 運動する楽しさを感じられるような機会を創り、積極的に体を動かす子どもを育みます。また、体育的行事や運動部活動などを通して、学校体育の充実を図ります。</p> <p>【施策方針3-2】<食育の推進> 本市の学校教育における魅力の一つである学校給食を「生きた教材」として活用し、食に対する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせる食育を推進します。</p> <p>【施策方針3-3】<健康的な生活のための資質・能力の育成> 身近な生活における健康に関する知識を身につけ、適切な生活習慣の確立を図るとともに、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 体力つくり活動の充実 中学校運動部活動指導員・民間指導者の派遣 運動習慣を身に付ける取組 健康の保持増進を図る取組 食文化や食の歴史を尊重する心の育成 睡眠リズムを整える学習 歯と口の健康づくりの推進 |
| | 4 質の高い教職員 教職員のキャリアステージに応じた研修の充実と働き方の抜本的改革 | <p>【施策方針4-1】<教職員の指導力の育成> 教職員が自己的現状と学校の置かれた状況を分析し、課題を明確にしたうえで、主体的に学び続けることができるよう、「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づいた研修を行い、キャリアステージや時代の変化に応じた資質・能力を身に付けることができるよう支援します。</p> <p>【施策方針4-2】<学校における働き方改革の推進> 教員の採用倍率の低下傾向が続いていること、意欲と資質のある教員の確保に支障が生じる懸念があります。働き方改革の推進により教員が真正に必要な業務に専念することができる環境を構築することで、教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 校内外の研修の充実 派遣研修等の積極的な活用 「学校における働き方改革プラン」による改革推進 学校の業務・行事の精選 専門スタッフ等の活用 |
| | 5 魅力ある教育環境 特色ある教育活動とソフト・ハード両面における魅力的で充実した環境の整備 | <p>【施策方針5-1】<魅力ある教育の推進> 本市はこれまで国に先駆けて少人数学級や少人数指導の実現や専科指導の充実を進めてきました。こうした本市ならではの特色ある教育活動として、各学校種別の連携（小中一貫教育等）、市立中等教育学校・高等学校教育の充実、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たし子どもの教育にあたる体制作りや、よりよい教育環境と教育の質の充実を目指した学校規模の適正化などを推進します。</p> <p>【施策方針5-2】<安全・安心な教育環境の確保> 子どもの学習・生活の場として、学校は、安全で安心な環境であることが求められます。そのために、学校管理下での事故、災害、不審者の発生等の緊急時における危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域・関係機関と情報を共有することで連携・協働を推進し、安全・安心な環境を構築します。</p> <p>【施策方針5-3】<放課後活動の整備> 児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて社会性や自主性、創造性を育むことができる環境を整備するため、余裕教室その他の学校施設を有効活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「アフタースクール」の拡充を進めます。</p> <p>【施策方針5-4】<充実した教育施設・設備> 老朽化が進行した学校施設について、安全性の確保や老朽化対策を計画的に進めるとともに、社会の変化や時代の要求水準に沿った施設・設備環境を整えるため、バリアフリー改修などを進めるほか、「学習・生活の場」として安全・安心で衛生的な環境の整備を進めます。</p> <p>【施策方針5-5】<ICT環境の整備> 教職員及び児童生徒の1人1台端末を最大限に利活用できるよう、スマートな通信状況を確保しデジタル教科書を有効に活用するためのネットワーク整備等のICT環境整備を進めます。また、感染症や災害等が発生した際、質の高いオンライン教育が可能となる取組を進めます。これらICT機器を活用した教育活動の充実に向け、教職員の力量の向上とともに、メディアリテラシーの育成を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 小学校・中学校の連携や小中一貫教育の推進 市立高等学校・中等教育学校の教育の充実 学校適正配置の推進 地域等関係者との連携体制の強化 学校総合防災マニュアルの改訂 アフタースクールの拡充 外壁改修工事の実施 バリアフリー環境整備 ネットワーク回線の増強 情報モラル研修の充実 メディアリテラシーについての情報発信 |
| II 児童生徒の育成を支える教育環境の整備について | 6 個別の支援が必要な児童生徒へのサポート 一人一人に寄り添った誰一人取り残すことのない教育の実現 | <p>【施策方針6-1】<いじめ防止等の対策の推進> いじめについては、認知件数が毎年右肩上がりで増えており、憂慮すべき事態ですが、認知件数が多いことは、これまでのいじめ防止等の取組により、教職員のいじめに関する理解が深まった結果です。今後も、いじめについての正しい理解とともに、未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応を一層徹底することにより、いじめを許さない学校づくりを推進します。</p> <p>【施策方針6-2】<不登校児童生徒への支援の充実> 不登校児童生徒数は、小・中学校ともに増加しており、本市の喫緊の課題となっています。学校以外の学びの場の重要性等を考慮し、不登校児童生徒それぞれの実態に応じ、学校内外の様々な学びの場を確保することで、全ての子どもたちの学びと成長を担保します。</p> <p>【施策方針6-3】<インクルーシブ教育システム構築> インクルーシブ教育システム構築の観点から、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、多様な学びの場を設定することで、子どもの実態に合った適切な指導及び支援を切れ目なく保障していきます。また、共生社会の実現のため、「交流及び共同学習」の更なる推進と、家庭や地域・関係機関との連携を図りながら、子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援します。</p> <p>【施策方針6-4】<切れ目のない支援体制の構築> 特別な支援を必要とする子どもの成長に合わせた支援を継続的に行うため、学齢期を中心とするライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていきます。各ステージや関係機関との円滑な引継ぎや連携が図れるよう、個別の教育支援計画等の作成・活用の理解と推進を図ります。また、専門職としての資質や指導力の向上を図るために研修とともに、様々な教育的ニーズがある子どもたちのために人的配置を行い学校を支援します。</p> <p>【施策方針6-5】<教育機会確保に向けた施策の充実> 家庭の経済状況や日本語能力など様々な理由により学習が困難である者等に対し、教育を受ける機会を実質的に保障するため、就学援助等の支援の充実、日本語指導などの支援体制や受け入れ態勢の充実、夜間中学の設置などの取組を進めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> いじめ対応の校内研修のための要請訪問 専門人材の配置拡充 小学生ライトボートの設置と機能拡充 スクールカウンセラーの配置時間の拡充 スクールソーシャルワーカーの配置拡充 「交流及び共同学習」の実施 特別支援連携協議会の充実 公立夜間中学に係る学び直し応援プランの策定及び支援体制の構築 日本語指導における多様な人材や場の活用 |

第2章 第6次千葉市生涯学習推進計画

総 論

1 生涯学習の理念 [P120]

生涯学習は、一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。（教育基本法第3条）

(1) 生涯学習の意味

生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。

(2) 生涯学習の種類

人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行われるものです。

2 現状と課題 [P121～123]

- (1) 生涯学習については、多くの市民が関心を持っており、市民ニーズに応じた各種事業を実施するとともに、様々な媒体を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりに努める必要があります。
- (2) 学習環境の整備については、感染症拡大防止による利用制限等もあり、利用しやすさの市民の満足度が目標に達しませんでした。施設の整備等を図り利用しやすい学習環境づくりに努める必要があります。
- (3) 市民ニーズに対応した学習機会の提供については、公民館主催講座の受講者においては高い満足度を示しており、ニーズ等を踏まえた上で、講座内容や実施回数を充実し、満足度の向上を図る必要があります。
- (4) 地域の担い手となる人材育成や、学習成果の活用機会の提供については、感染症拡大の影響を受けましたが、活動に関する講座の充実や活動の周知、ニーズのマッチングなどの施策を進める必要があります。

3 生涯学習に関する市民の意識について [P124～131]

- (1) 生涯学習活動を個人の成長と捉える市民が多くなっています。
- (2) 生涯学習に関する情報入手のツールとしてインターネットをあげる方が多くなっています。また、だれでも気軽に参加できる行事やイベントのニーズがあります。
- (3) 市の歴史や文化財をはじめ、身近な地域のさまざまなものに愛着を感じています。
- (4) 学習成果が地域に十分に還元されているとは言えない結果となっています。

4 第6次千葉市生涯学習推進計画策定について [P132～133]

1 第6次千葉市生涯学習推進計画策定の基本方針

(1) 第5次千葉市生涯学習推進計画の課題への対応

本市の生涯学習が目指すべきものを見据え、その実現のための計画とともに、周知に力を入れます。また、生涯学習に関する情報提供、学習環境、多様な学習機会の充実、地域人材の発掘・育成に力を入れます。

(2) 第5次千葉市生涯学習推進計画からの継承

これまでの本市の生涯学習推進計画は、教育基本法第3条で規定されている生涯学習の理念をめざした計画を継承しており、第6次千葉市生涯学習推進計画においても基本的に継承します。また、急速に変化する社会において、新しい時代の課題に対応するため、「あらたな視点」を取り入れるとともに、市民の学びを支え、その成果を適切に生かせる環境づくりをめざします。

2 第6次千葉市生涯学習推進計画のあらたな視点

- (1) ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタルデバイド）の解消を図ります。
- (2) 新型感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり地域課題に向けて共に学びあったりする機会の充実を図ります。
- (3) 持続可能な開発目標（SDGs）の目標4「質の高い教育をみんなに」の目標達成に貢献するとともに、17の目標すべてのゴールを意識した施策を展開します。
- (4) 公民館が身近な地域活動拠点となるため、社会教育主事有資格者の更なる活用や社会教育士との連携の強化を図ることにより、各地域における課題の解決に向けた講座の拡充を通して、その成果が地域に還元され、循環させるサイクルの構築を進め、公民館の機能強化を図ります。

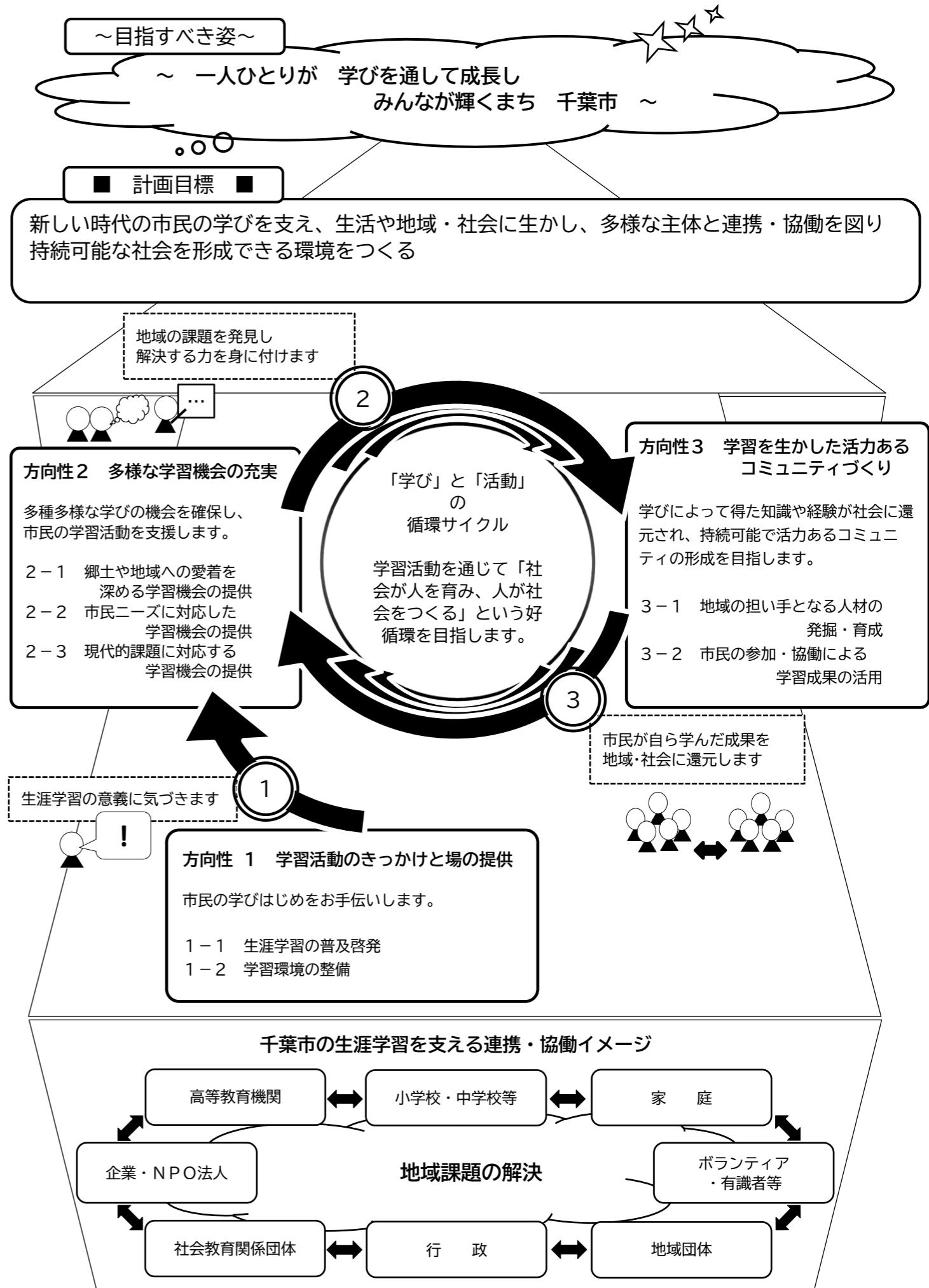
3 第6次千葉市生涯学習推進計画策定において留意すべき事項

- (1) 目指すべき姿の達成状況を適切に把握・評価できる成果指標を検討します。
- (2) 学びはじめから学習活動を経て、学習成果の活用によるコミュニティづくりが実現できる環境づくりを継承します。
- (3) 講座に参加する形態だけでなく、個人でインターネットを活用し調べる形態も学習といえます。
- (4) 子どもや若者が地域の課題解決に主体的にかかわることは、よりよい社会を創るうえで重要です。
- (5) 学びの活動と、地域をつないでコーディネートする人材が重要です。
- (6) 高齢者や障害者も、必要な時に必要な学びを通じ成長し活動することが求められます。
- (7) 「オンライン」だけでなく「対面による学び」の組み合わせで、学びが更に豊かなものになります。
- (8) 「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要です。
- (9) SDGsを踏まえた取組を進め、持続可能な社会の実現に向けた取組への理解の浸透を図ります。

5 第6次千葉市生涯学習推進計画の全体像 [P134～136]

計画の性格については、生涯学習の目指すべき目標・施策展開の方向性を定めた基本計画部分と、それを実現するための基本施策・具体的な事業を定めた実施計画部分の二つの要素を持った計画とします。

目標、3つの施策展開の方向性、7つの基本施策は右図のとおりで、目標の実現を目指します。



第2章 第6次千葉市生涯学習推進計画

各 論

